

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の  
確保等に関する法律の施行状況に関する議論のとりまとめ

令和元年6月21日

不登校に関する調査研究協力者会議  
フリースクール等に関する検討会議  
夜間中学設置推進・充実協議会

## I. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等

平成 28 年 12 月の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（以下、「教育機会確保法」という。）の成立以降、学齢期に学校における就学機会が提供されず、その機会の提供を希望する方々のため、国は、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学の設置を目指し、設置促進に向けた取組を推進してきた。また、既設の夜間中学の教育活動の充実にに向けた取組を拡充してきた。

教育機会確保法施行時、夜間中学は全国 8 都府県に 31 校の設置にとどまっていたが、今年 4 月には、埼玉県川口市と千葉県松戸市に 1 校ずつ新たに夜間中学が設置された。また、協議会に類する組織も多くの都道府県で設置され、域内の就学機会の提供等について関係市町村による協議が行われている。さらに、不登校等により義務教育を十分受けられなかった学齢経過者や外国人の義務教育未修了者に対する支援の必要性への認識も高まっていること等を背景に、複数の自治体において夜間中学の設置に向けた検討が具体化しており、設置に向けた機運は高まっている。

しかしながら、少なくとも全国に義務教育未修了者が 12 万 8 千人以上いる<sup>1</sup>という実態を踏まえると、この設置状況では十分とは言えない。また、夜間中学についての国民の理解も浸透・定着しているとは言えず、夜間中学を必要としている方々のニーズが潜在化してしまっているのが現状である。

本来、社会で自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うといった義務教育の目的に照らせば、義務教育を受けられなかった方に対し、その年齢や国籍その他の事情に関わりなくその能力に応じた教育の機会を実質的に確保し、知・徳・体にわたる「生きる力」を育むことは極めて重要である。

このような課題や法の理念を踏まえ、教育機会確保法の施行から 3 年を迎える前に、夜間中学の現状と課題を検証し、夜間中学の設置推進・充実を図る観点から総合的な推進方策について検討を行った。

---

<sup>1</sup> 平成 22 年国勢調査において、在学したことのない人又は小学校を中途退学した人（未就学者）は 12 万 8,187 人（日本国籍 12 万 239 人、外国籍 7,948 人）いるとされている。

## 1. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等

条文	現状・課題	対応の方向性
<p>(就学の機会の提供等)</p> <p>第十四条 地方公共団体は、学齢期を経過した者（その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。）であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p><b>【設置の促進】</b></p> <p><b>(設置の状況等)</b></p> <p>○夜間中学は、平成 31 年度に埼玉県川口市、千葉県松戸市にそれぞれ 1 校ずつ新設されたことで全国 9 都府県 27 市区に 33 校となった。なお、徳島県、高知県、常総市、札幌市等において設置表明ないし設置検討の表明がなされている。</p> <p>○夜間中学の必要性について、行政関係者への一層の周知が必要。</p> <p><b>(ニーズの把握)</b></p> <p>○これまで 31 の都道府県において何らかの形でニーズ調査が行われたが、十分にニーズが把握されたとは言えない。形式的にニーズ調査を実施しても、夜間中学への入学を希望する者の把握は困難。また、ニーズ調査と併せて夜間中学の認知度を上げる必要がある。</p>	<p>○全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、引き続き促進する。また、人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう促進する。</p> <p>○引き続き都道府県・指定都市等を対象に夜間中学の意義や実態、設置のプロセス等について理解を深める効果的な説明会を開催する。</p> <p>○引き続き効果的なニーズ調査の方策について検討すること、自治体におけるニーズ調査の実施を促すとともに支援することを明確化する。</p> <p>○ニーズ調査の好事例を周知する。</p>

	<p><b>【既設の夜間中学等における教育活動の充実】</b></p> <p>○昼間の中学校や進学先となる高校との交流により、生徒の学びを充実することが重要。</p> <p>○夜間中学の運営には、昼間の中学校とは異なる特有の経費が生じることから、自治体に対する財政的支援の充実が必要。</p> <p><b>【自主夜間中学に係る取組】</b></p> <p>○自主夜間中学におけるスタッフ、ボランティアの確保が課題。</p> <p><b>【夜間中学等における多様な生徒の受入れ】</b> (生徒の多様性を踏まえた指導・事務体制)</p> <p>○下記のとおり、夜間中学には高齢の義務教育未修了者、入学希望既卒者、外国人など、多様な生徒が在籍しており、一人一人に応じたきめ細かな対応が必要である。</p>	<p>○夜間中学と昼間の中学校や教育支援センター、高校との連携を促す。</p> <p>○夜間中学に必要な特有の経費に係る財政的支援の在り方について検討する。</p> <p>○各都道府県や社会教育関係者を集めた会議や研修等で施設利用や人材確保に関する好事例を収集・紹介するなど、必要な措置を講じていただくよう更なる周知に努める。</p> <p>○多様な生徒に対応する夜間中学の実態を踏まえ、教員（養護教諭を含む）に加えて日本語指導補助者、母語支援員、スクールカウンセラー等の専門人材の配置を促進し、「チームとしての学校」を推進することにより、学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実を進める。</p>
--	--	---

	<p>[参考：夜間中学等に関する実態調査 H29]</p> <p>《属性別の生徒数》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・義務教育未修了者 258人（15.3%）</li> <li>・入学希望既卒者 73人（4.3%）</li> <li>・日本国籍を有しない者 1,356人（80.4%）</li> </ul> <p>《60歳以上の生徒数》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・456人（27.0%）</li> </ul> <p>～高齢の義務教育未修了者～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢の生徒は重い疾患のある生徒もおり、医療的観点からの支援のニーズは昼間の中学に比べても高いとの指摘がある。</li> </ul> <p>～入学希望既卒者～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校であった入学希望既卒者は、心のケアが必要となる様々な背景を抱えている場合もあるとの指摘がある。</li> </ul> <p>～外国人～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間中学に在籍する生徒のうち約8割が外国人である上、多国籍化していることから、日本語指導が課題となっている。</li> </ul>	<p>○夜間中学におけるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を促進する。</p> <p>○研修の実施や講師の派遣などにより夜間中学の教員に必要な日本語指導の資質向上に引き続き取り組むとともに、地域の日本語教室と連携したり、日本語指導資格を有する者など</p>
--	--	---

	<p><b>(経済的支援)</b></p> <p>○夜間中学に通う生徒への経済的支援が必要。</p>	<p>の外部人材を活用できるよう支援する。</p> <p>○実情把握に努めた上で、生徒が夜間中学で学ぶために必要な経済的支援の在り方を検討する。</p>
<p>(協議会)</p> <p>第十五条 都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村は、前条に規定する就学の機会の提供その他の必要な措置に係る事務についての当該都道府県及び当該市町村の役割分担に関する事項の協議並びに当該事務の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。</p> <p>2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>一 都道府県の知事及び教育委員会</p> <p>二 当該都道府県の区域内の市町村の長及び教育委員会</p> <p>三 学齢期を経過した者であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちそ</p>	<p><b>【協議会等の設置・充実】</b></p> <p><b>(設置の促進)</b></p> <p>○令和元年5月時点で第15条に基づく協議会が設置されている都道府県はないが、類する協議会は17都道府県に設置されている。</p> <p>○協議会に係る要件の緩和を求める自治体もある。</p> <p>(例) 埼玉県においては関係市町村や民間団体との協議会を設置しているが、知事や市町村長は構成メンバーではない。</p> <p><b>(協議会の機能強化)</b></p> <p>○他の市町村から生徒を受け入れる際の学校運営経費に係る応分負担など、具体的な夜間中</p>	<p>○域内に既に夜間中学が設置されている都道府県を含む全ての都道府県における協議会等の設置を促進する。</p> <p>○夜間中学の設置に向けた検討や他市町村からの生徒受入れ等が進むよう、都道府県に対し、</p>

<p>の機会の提供を希望する者に対する支援活動を行う民間の団体その他の当該都道府県及び当該市町村が必要と認める者</p> <p>3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。</p>	<p>学設置に向けた検討には、都道府県が一定の役割を果たし、関係市町村や民間団体と調整することが必要である。</p>	<p>協議会などの関係市町村(指定都市を含む)の情報共有を行う場を設置し、市町村間調整を主導するよう促す。</p>
---	--	---

## 2. 教育機会の確保等に関するその他の施策

条文	現状・課題	対応の方向性
<p>(調査研究等)</p> <p>第十六条 国は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の実態の把握に努めるとともに、その者の学習活動に対する支援の方法に関する調査研究並びにこれに関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。</p>	<p><b>【調査研究等】</b></p> <p>○令和2年度において実施予定の国勢調査における学歴に関する調査につき、小学校のみの卒業生数(中学校中途退学者数も含む。)を把握できるよう調査手法の改善を要望してきたところ。</p>	<p>○国勢調査において義務教育を受けていない者についてきめ細かく実態把握されるよう総務省と連携していく。</p>



<p>(国民の理解の増進)</p> <p>第十七条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、教育機会の確保等に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p><b>【広報・啓発活動】</b></p> <p>○各自治体において夜間中学の認知度を上げる取組が必要である。</p>	<p>○全国的な広報を行うとともに、ニーズ調査の実施と併せた自治体における広報活動を支援する。</p>
<p>(人材の確保等)</p> <p>第十八条 国及び地方公共団体は、教育機会の確保等が専門的知識に基づき適切に行われるよう、学校の教職員その他の教育機会の確保等に携わる者の<u>養成及び研修の充実</u>を通じたこれらの者の資質の向上、教育機会の確保等に係る体制等の充実のための学校の<u>教職員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって教育相談に応じるものの確保</u>その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p><b>【夜間中学等における多様な生徒の受入れ】</b> <b>(生徒の多様性を踏まえた指導・事務体制)</b></p> <p>○下記のとおり、夜間中学には高齢の義務教育未修了者、入学希望既卒者、外国人など、多様な生徒が在籍しており、一人一人に応じたきめ細かな対応が必要である。(再掲)</p> <p>[参考：夜間中学等に関する実態調査 H29]</p> <p>《属性別の生徒数》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・義務教育未修了者 258人 (15.3%)</li> <li>・入学希望既卒者 73人 (4.3%)</li> <li>・日本国籍を有しない者 1,356人 (80.4%)</li> </ul> <p>《60歳以上の生徒数》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・456人 (27.0%)</li> </ul>	<p>○多様な生徒に対応する夜間中学の実態を踏まえ、教師に加えて日本語指導補助者、母語支援員、スクールカウンセラー等の専門人材の配置を促進し、「チームとしての学校」を推進することにより、学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実を進める。(再掲)</p>

	<p>～高齢の義務教育未修了者～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢の生徒は重い疾患のある生徒もおり、医療的観点からの支援のニーズは昼間の中学に比べても高いとの指摘がある。(再掲)</li> </ul> <p>～入学希望既卒者～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校であった入学希望既卒者は、心のケアが必要となる様々な背景を抱えている場合もあるとの指摘がある。(再掲)</li> </ul> <p>～外国人～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間中学に在籍する生徒のうち約 8 割が外国人である上、多国籍化していることから、日本語指導が課題となっている。(再掲)</li> </ul>	<p>○夜間中学におけるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を促進する。(再掲)</p> <p>○研修の実施や講師の派遣などにより夜間中学の教員に必要な日本語指導の資質向上に引き続き取り組むとともに、地域の日本語教室と連携したり、日本語指導資格を有する者などの外部人材を活用できるよう支援する。(再掲)</p>
--	--	---

	<p><b>(教職員の確保)</b></p> <p>○勤務時間などの特殊性から、希望する教師が少なく、ノウハウの伝承に課題がある。また、外国人や入学希望既卒者などの多様な生徒を指導できる技量を持った教員の確保が必要。</p>	<p>○夜間中学を設置する自治体において行われている公募による教員の確保など人事上の工夫を周知する。</p>
<p>(教材の提供その他の学習の支援)</p> <p>第十九条 国及び地方公共団体は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者のうち中学校を卒業した者と同等以上の学力を修得することを希望する者に対して、教材の提供（通信の方法によるものを含む。）その他の学習の支援のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p><b>(教材の提供その他の学習の支援)</b></p> <p>○認定社会通信教育に関する情報や、中学卒業程度認定試験に関する情報などを資料にまとめ、都道府県等の生徒指導担当者が集まる連絡会議などで周知してきたところ。</p>	<p>○各都道府県や社会教育関係者を集めた会議や研修等で、必要な措置を講じていただくよう更なる周知に努める。</p>
<p>(相談体制の整備)</p> <p>第二十条 国及び地方公共団体は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者及びこれらの者以外の者であって学校生活上の困難を有する児童生徒であるもの並びにこれらの者の家族からの教育及び福祉に関する相談をはじめとする各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係省庁相互間その他関係機関、学</p>	<p><b>(相談体制の整備)</b></p> <p>○自治体において、不登校に関する窓口はあっても、夜間中学等に関する相談窓口の整備は進んでいない。</p>	<p>○自治体における夜間中学等に関する相談窓口の明確化など相談体制が整備されるよう促していく。</p>

校及び民間の団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。		
--------------------------------------	--	--

### 3. 附則

条文	現状・課題	対応の方向性
(検討) 2 政府は、速やかに、教育機会の確保等のために必要な経済的支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	<b>(経済的支援)</b> ○夜間中学に通う生徒への経済的支援が必要。 (再掲)	○実情把握に努めた上で、生徒が夜間中学で学ぶために必要な経済的支援の在り方を検討する。(再掲)

## II. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等について

## 1. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等

条文	現状・課題	対応の方向性
<p>(学校における取組への支援)</p> <p>第八条 国及び地方公共団体は、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、児童生徒と学校の教職員との信頼関係及び児童生徒相互の良好な関係の構築を図るための取組、児童生徒の置かれている環境その他の事情及びその意思を把握するための取組、学校生活上の困難を有する個々の児童生徒の状況に応じた支援その他の学校における取組を支援するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>○小・中学校における不登校児童生徒数は、平成25年度以降5年連続で増加している。</p> <p>→小中合計：144,031人 (在籍児童生徒数(9,820,851人)の1.5%)</p> <p>→小学校：35,032人(0.5%)</p> <p>→中学校：108,999人(3.2%)</p> <p>(平成29年度問題行動等調査、以下同じ。)</p> <p>○不登校児童生徒の約6割が90日以上欠席しており、依然として不登校が長期に及ぶ児童生徒が多い。</p> <p>○法や基本指針の内容が教職員に十分周知されておらず、その趣旨に基づく対応が徹底されていない。</p> <p>→教職員に対し、研修を通じ法及び同法に基づく基本指針の趣旨等の周知徹底を行った教育委員会等：315(約16%)</p> <p>(平成30年度実態調査)</p>	<p>○不登校になってからの事後的な取組だけでなく、全ての児童生徒にとって学校が安心感、充実感を得られる活動の場となるような「魅力ある学校づくり」を目指す取組(いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくりの推進、児童生徒との信頼関係や児童生徒相互の良好な人間関係の構築、将来の自立と社会参加を踏まえ個々の発達特性に応じた学びができるような授業改善、児童生徒の学習状況等に応じた指導方法や指導体制の工夫改善等)を推進する。</p> <p>○不登校児童生徒の支援に当たっては、校長のリーダーシップの下、教職員だけでなく専門スタッフ等を活用し、チーム学校として児童生徒の状況等のアセスメントを行った上で、多様な教育機会を踏まえた組織的・計画的な支援を行うものとする。</p> <p>○全ての教職員が法や基本指針の趣旨(不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に</p>

		<p>支援を行うことが重要であること、多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒に応じた必要な支援が行われること、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指す必要があること、これらの支援は児童生徒の意思を十分に尊重しつつ行うこと、児童生徒や保護者を追い詰めることのないよう配慮しなければならないこと等)を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援等を行うことができるよう、校内研修を始めとする教職員研修等を通じ、法や基本指針の理解を深めるとともに、民間の団体等と連携するなどして、多様な教育機会の確保等に資する実践について学ぶための方策を検討する。</p> <p>○学校において、不登校児童生徒の個々の状況に応じ、関係機関と連携した支援を行うことができるようチーム学校を一層充実させるため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を推進する。</p>
--	--	--

<p>(支援の状況等に係る情報の共有の促進等)</p> <p>第九条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対する適切な支援が組織的かつ継続的に行われることとなるよう、不登校児童生徒の状況及び不登校児童生徒に対する支援の状況に係る情報を学校の教職員、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者その他の関係者間で共有することを促進するために必要な措置その他の措置を講ずるものとする。</p>	<p>○学校内及び関係機関との情報共有について、情報共有すべき事柄、情報共有の方法があらかじめ定められていない学校がある。</p> <p>○285(約 15%)の教育委員会等が「児童生徒理解・支援シート」を活用した組織的・計画的支援に新たに取り組んだほか、220(約 11%)の教育委員会等が活用を検討している。</p> <p>(平成 30 年度実態調査)</p>	<p>○学校は、校長のリーダーシップの下、必要に応じて不登校児童生徒の状況に係る情報の共有を行い、適切なアセスメントに基づく組織的・計画的な支援を行うための組織を設置するものとする。</p> <p>○学校は、不登校に係る情報共有の体制や方法、共有すべき事柄(本人の状況、家族の状況、校内での人間関係など)をあらかじめ整理し、教職員間で共有しておくものとする。</p> <p>○個々の児童生徒にあった支援策を策定するため、教職員やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフが児童生徒や保護者と話し合うなどして、「児童生徒理解・支援シート」を作成するとともに、その活用を促進し、関係者間で必要な情報を共有した上で、組織的・計画的な支援を行うことができるようにする。</p> <p>○スクリーニング会議の実施等を通じた早期発見・早期対応のための学校における組織的な取組を推進する。</p>
---	--	--



<p>(特別の教育課程に基づく教育を行う学校の整備等)</p> <p>第十条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校の整備及び当該教育を行う学校における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>○特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校(不登校特例校)は全国に12校あり、このうち法成立後、新たに設置されたものは2校。</p> <p>○59の教育委員会等が不登校特例校の設置を検討している。</p> <p>(平成30年度実態調査)</p>	<p>○不登校特例校の設置や取組の事例等の周知、設置の申請に係る支援の強化など、公私立における設置促進に向けた方策を検討する。</p> <p>○不登校児童生徒の個々の状況に応じ、関係機関と連携した支援を行うことができるようチーム学校を一層充実させるため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を推進する。</p>
<p>(学習支援を行う教育施設の整備等)</p> <p>第十一条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設の整備及び当該支援を行う公立の教育施設における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>○教育支援センターは全国に1,295箇所、約6割の自治体に設置されている。</p> <p>(平成30年度実態調査、以下同じ。)</p> <p>○設置していない自治体における未設置の主な理由は、「通所を希望する不登校の児童生徒が少ないと見込まれるため」や「予算・場所の確保が困難なため」である。</p> <p>○教育支援センターの在籍者は、公立学校の児童生徒が約98%であり、私立学校の児童生徒は約1%にとどまっている。</p> <p>○約3割の教育支援センターが家庭への訪問指導を行っている。</p>	<p>○国は、教育支援センターの位置付けについて、法令上、明確化することを検討する。</p> <p>○教育支援センターが設置されていない自治体への設置を推進するほか、近隣の既設のセンターとの連携や複数の自治体による広域連携、公と民との連携、既存の公的施設の活用等によるセンターの設置等、学校外の公的機関による支援体制の整備を推進する。</p> <p>○ICTを活用した学習機会の提供、訪問型支援、保護者や学校の教職員へのコンサルテーションなど、支援の中核としての教育支援センターの機能強化を図るほか、地域の大学等の教育機関</p>

	<p>○運営を NPO 法人に委託するなど、公と民との連携により施設の設置・運営を行う取組がみられる。</p>	<p>を含め関係機関と連携した支援体制の構築を推進する。</p> <p>○教育支援センターの機能強化に向け、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者の配置を推進する。</p>
<p>(学校以外の場における学習活動の状況等の継続的な把握)</p> <p>第十二条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う学習活動の状況、不登校児童生徒の心身の状況その他の不登校児童生徒の状況を継続的に把握するために必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>○9割以上の教育支援センターが、通所の実績や支援の状況等に関して、定期的な文書等により教育委員会と情報共有を行っている。</p> <p>(平成30年度実態調査、以下同じ。)</p> <p>○教育委員会等と連携のある民間団体・施設の約7割が、通所の実績や支援の状況等に関して、定期的な文書等により教育委員会等と情報共有を行っている。</p>	<p>○「児童生徒理解・支援シート」等を活用した関係機関(多様な学びの場を確保する観点から、個々の事情に応じて児童館・図書館等の公の施設を含む)間の情報共有を推進する。</p> <p>○学校は、校長のリーダーシップの下、必要に応じて不登校児童生徒の状況に係る情報の共有を行い、適切なアセスメントに基づく組織的・計画的な支援を行うための組織を設置するものとする。</p> <p>○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した個々の不登校児童生徒の状況の継続的な把握を推進する。</p>
<p>(学校以外の場における学習活動等を行う不登</p>	<p>○法や基本指針の趣旨が教職員に十分周知され</p>	<p>○全ての教職員が法や基本指針の趣旨(不登校</p>

<p>校児童生徒に対する支援)</p> <p>第十三条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。）に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>ておらず、不登校児童生徒の「支援に際しては、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。」といった基本指針の趣旨に基づく対応が徹底されていない。</p> <p>→教職員に対し、研修を通じ法及び同法に基づく基本指針の趣旨等の周知徹底を行った教育委員会等：315（約16%）</p> <p>（平成30年度実態調査、以下同じ。）</p> <p>○約8割の教育委員会等が児童生徒や保護者に対し、不登校児童生徒が相談・指導を受けることができる学校外の機関等についての情報提供をしている。</p> <p>○約15%の教育委員会等が、不登校児童生徒の支援に当たり、民間の団体・施設と連携している。連携していない主な理由としては、「域内に民間の団体・施設がないため」や「不登校児童生徒が利用できる施設が他にあるため」。</p>	<p>というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要であること、多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒に応じた必要な支援が行われること、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指す必要があること、これらの支援は児童生徒の意思を十分に尊重しつつ行うこと、児童生徒や保護者を追い詰めることのないよう配慮しなければならないこと等）を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援等を行うことができるよう、校内研修を始めとする教職員研修等を通じ、法や基本指針の理解を深めるとともに、民間の団体等と連携するなどして、多様な教育機会の確保等に資する実践について学ぶための方策を検討する。</p> <p>○「児童生徒理解・支援シート」等の法の趣旨に沿った活用を促進する。</p> <p>○教育委員会等と民間の団体・施設の連携推進</p>
---	--	---

		<p>に向けた方策を検討する。</p> <p>○私立学校に在籍する不登校児童生徒への支援を推進する観点から、首長部局との連携を図る方策を検討する。</p> <p>○保護者に対し、不登校児童生徒が相談・指導を受けることができる学校外の機関等についての情報提供を推進するための方策を検討する。</p> <p>○国は、学校以外の場における学習活動の制度上の位置づけについて、その実態や就学義務との関係を踏まえつつ、引き続き検討する。</p>
--	--	---

## 2. 教育機会の確保等に関するその他の施策

条文	現状・課題	対応の方向性
<p>(調査研究等)</p> <p>第十六条 国は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の実態の把握に努めるとともに、その者の学習活動に対する支援の方法に関する調査研究並びにこれに関する情報の収集、整理、分析</p>	<p>○教育支援センター及び民間団体における支援体制の整備等を目的として、平成 29 年度予算から「学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究」を実施し、結果については会議等の場で共有している。</p>	<p>○不登校児童生徒の実態や要因等に関する調査研究について検討する。</p>

及び提供を行うものとする。		
<p>(国民の理解の増進)</p> <p>第十七条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、教育機会の確保等に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>○法や基本指針の内容が児童生徒、保護者、地域の関係機関等に十分周知されていない。</p> <p>→法の趣旨を周知するため広報活動に取り組んだ教育委員会等：89(約5%)</p> <p>今後検討している教育委員会等：231(約12%)</p> <p>(平成30年度実態調査)</p>	<p>○国は、教育機会の確保等の観点から不登校児童生徒に関する支援や調査研究の結果等について、全国的な広報を行うとともに、自治体や民間の団体等における広報活動を支援するための方策を検討する。</p>
<p>(人材の確保等)</p> <p>第十八条 国及び地方公共団体は、教育機会の確保等が専門的知識に基づき適切に行われるよう、学校の教職員その他の教育機会の確保等に携わる者の養成及び研修の充実を通じたこれらの者の資質の向上、教育機会の確保に係る体制等の充実のための学校の教職員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって教育相談に応じるものの確保その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>○教職員に対する研修を通じた教育機会確保法及び同法に基づく基本指針の趣旨等の周知に新たに取り組んだ教育委員会等は16%であり、今後こうした研修の実施を検討している教育委員会等は15%である。</p> <p>(平成30年度実態調査)</p> <p>○令和元年度予算において、スクールカウンセラー(S C)を全公立小中学校に、スクールソーシャルワーカー(S S W)を全中学校区に配置するために必要な予算を計上する等、段階的に配置の拡充に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の支援を活用して配置された実績(H29)</li> <li style="padding-left: 20px;">S C : 8,782 人</li> <li style="padding-left: 20px;">S S W : 2,041 人 (うち S V : 209 人)</li> <li>・令和元年度予算額</li> </ul>	<p>○全ての教職員が法や基本指針の趣旨(不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要であること、多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒に応じた必要な支援が行われること、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指す必要があること、これらの支援は児童生徒の意思を十分に尊重しつつ行うこと、児童生徒や保護者を追い詰めることのないよう配慮しなければならないこと等)を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援等を行うことができるよう、校内研修を始めとする教職員研修等を通じ、法や基本指針の理解を深めるとともに、民間の団体等と連携するなどして、多</p>

	<p>SC : 4,738 百万円, SSW : 1,722 百万円</p>	<p>様な教育機会の確保等に資する実践について学ぶための方策を検討する。</p> <p>○児童生徒が必要とする支援ができる体制を整備し、チーム学校を一層充実させるため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を拡充するとともに、スーパーバイザーの育成・活用も含めその専門的資質の向上に向けた検討を行う。</p> <p>○教育支援センターや民間の団体等の学校以外の学習の場における教育の機会の確保や相談等に携わる人材の養成及び研修等について推進する。</p> <p>○学校は、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーと連携して支援に当たるコーディネーターの役割を担う教職員を予め決めておくなど、校長のリーダーシップの下、学校における組織的な支援体制の整備を推進する。</p>
<p>(相談体制の整備)</p> <p>第二十条 国及び地方公共団体は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分</p>	<p>○不登校児童生徒のうち、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等による相談・指導を受けた人数は約半数。</p>	<p>○児童生徒が必要とする支援ができる体制を整備し、チーム学校を一層充実させるため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー</p>

<p>に受けていない者及びこれらの者以外の者であって学校生活上の困難を有する児童生徒であるもの並びにこれらの者の家族からの教育及び福祉に関する相談をはじめとする各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係省庁相互間その他関係機関、学校及び民間の団体の間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>→72,183人 (50.1%) (平成 29 年度問題行動等調査)</p> <p>○約 500 の教育委員会において、不登校児童生徒が多く在籍する小学校や中学校に対し、その支援のためスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を工夫している。 (平成 30 年度実態調査)</p>	<p>一の配置を拡充するとともに、スーパーバイザーの育成・活用も含めその専門的資質の向上に向けた検討を行う。</p> <p>○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した組織的な教育相談体制の充実を図り、その取組の積極的な周知を推進する。</p> <p>○「児童生徒理解・支援シート」等を活用した関係機関（多様な学びの場を確保する観点から、個々の事情に応じ児童館・図書館等の公の施設を含む）間の情報共有を推進する。</p>
--	---	---

### 3. 附則

条文	現状・課題	対応の方向性
<p>(検討)</p> <p>2 政府は、速やかに、教育機会の確保等のために必要な経済的支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>○文部科学省において、平成 29 年度予算から「学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究」を行い、交通費や体験活動費の支援による実践研究を通じた検討を行っている。</p> <p>○約 60 の教育委員会等で不登校児童生徒が学</p>	<p>○多様な教育機会の確保のために必要な経済的支援の方策について、現行制度の活用も含め、引き続き検討する。</p>

	<p>校外の機関等に通うための経済的支援を行っている。</p> <p>(平成 30 年度実態調査、以下同じ。)</p> <p>○民間の団体等の会費について、教育委員会等による補助制度がある団体等は約 8%、当該民間の団体等で減免制度がある団体等は約 14%である。また、約 88%の団体等では、教育委員会等による通所等に係る経済的支援（会費への補助を除く）が行われていない。</p>	
--	---	--

※教育委員会等：教育委員会、知事部局、国立大学法人及び公立大学法人（計 1964）

※平成 29 年度問題行動等調査：平成 29 年度文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

※平成 30 年度実態調査：不登校児童生徒の支援に係る実態調査（平成 31 年 1 月 8 日付け事務連絡）